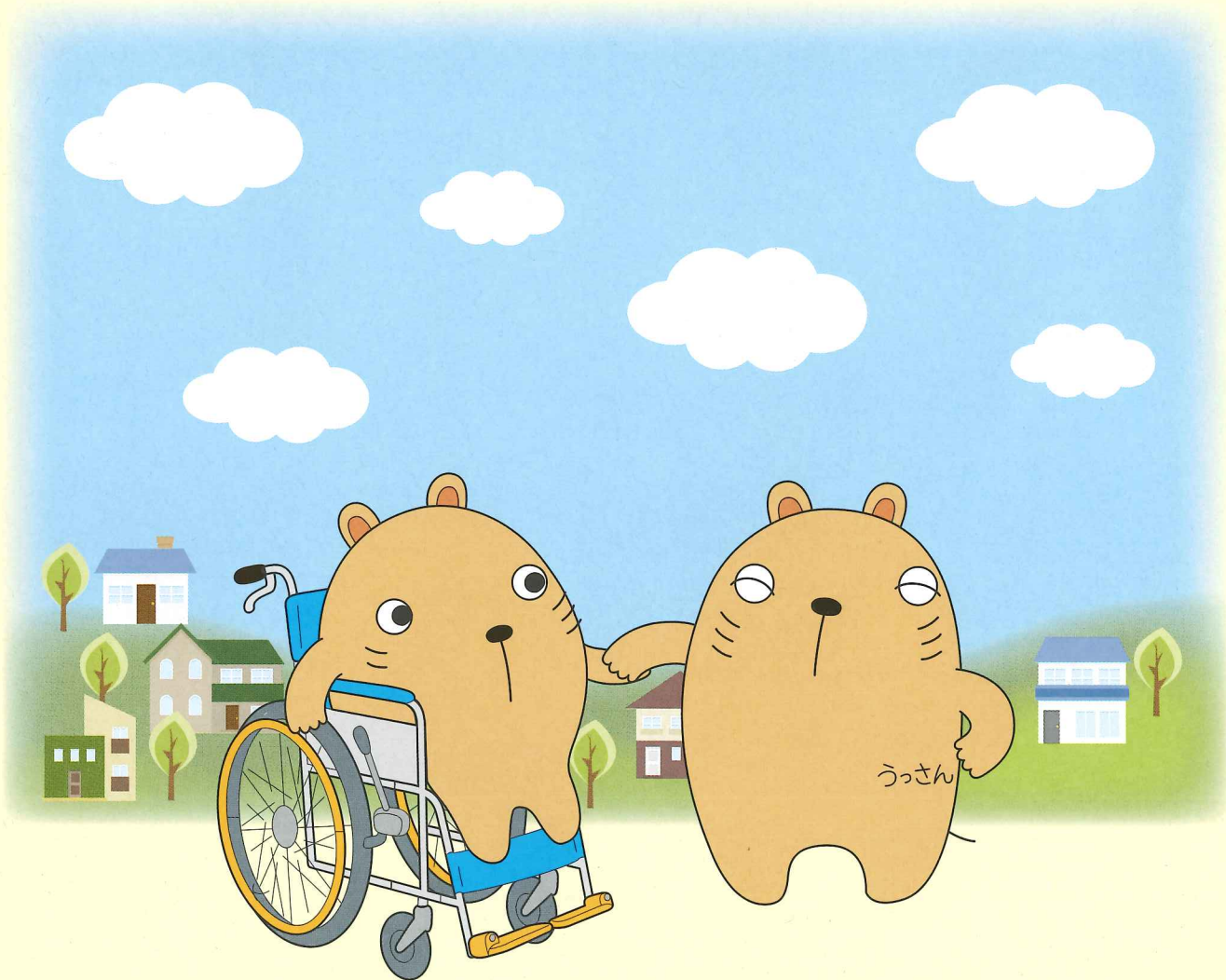


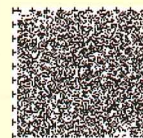
しょうがい しゃ さ べつ かいしょうほう
「障害者差別解消法」

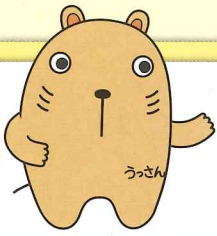
し
を知っていますか？

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

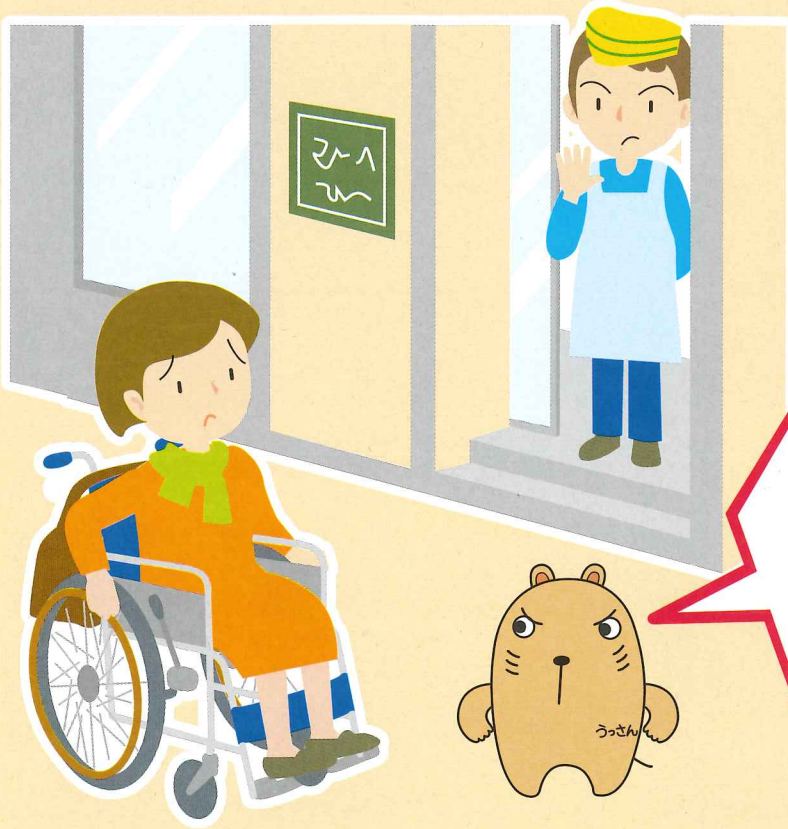


ほっ かい どう
北 海 道





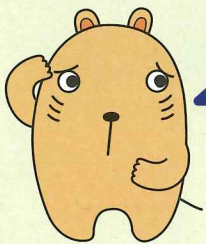
こんなことはありませんか？



しょう
障がいがあることを
りゆう みせ りよう
理由にお店を利用
できなかつた。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
であると考えられます。
ほか ほうほう ばあい
ただし、他に方法がない場合などは、
ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
にならないこともあります。

くち うご ことば りかい
口の動きで言葉を理解しているのに、
はず ねが
マスクを外してほしいとお願いしたが、
はず
マスクを外してもらえなかつた。



ごうり てきはいりよ
『「合理的配慮」をしないこと』
かもしれません。



←SP コードは、せんよう専用の読み取り装置をあてると音声で読み上げることにより、視覚障がいの方でも内容がわかるようにするためのものです。

かいぎ しえん ひと
**会議に支援してくれる人を
 入れてもらえなかった。**



ごうり てきはいりよ
 『合理的配慮』をしないこと』
 は、差別にあたります。



へいせい ねん がつ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう
平成28年4月から、障害者差別解消法がはじまります。

ふとう さべつてきとりあつか
**不当な差別的取扱い
 は**



やくしょ も かいしゃ も みせ も
役所 会社 お店 も

してはいけません。

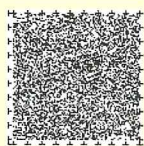
たとえば、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として、お店（みせ）や施設（しせつ）を利用（りよう）できない場合は、障がい（しょうがい）のない人（ひと）と違う（ちが）扱い（あつか）を受けているので、「不当（ふとう）な差別的（さべつ）取扱い（てきとりあつか）」である（あ）と考え（かんが）られます。ただし、他に（ほか）方法（ほうほう）がない場合（ばあい）などは、「不当（ふとう）な差別的（さべつ）取扱い（てきとりあつか）」にならない（な）こともあります。

ごうり てきはいりよ
**合理的（ごうり）配慮（てきはいりよ）
 は**



やくしょ **は** **しなければなりません。**
 かいしゃ **や** みせ **は** **つと**
会社（かいしゃ） 努力（つと） **お店（みせ） しなければなりません。**

たとえば、会議（かいぎ）を開催（かいさい）する前（まえ）に、主催者（しゅさいしゃ）がどのような支援（しえん）が必要（ひつよう）かを確認（かくにん）するなどの「合理的（ごうり）配慮（てきはいりよ）」が必要（ひつよう）です。（例（れい）：知的障がい（ちてきしょうがい）の人（ひと）であれば、支援者（しえんしゃ）の同席（どうせき）。聴覚障がい（ちやうかくしょうがい）の人（ひと）であれば、手話通訳者（しゅわつうやくしゃ）の同席（どうせき）など）「合理的（ごうり）配慮（てきはいりよ）」をしないことは、差別（さべつ）にあたります。「合理的（ごうり）配慮（てきはいりよ）」のために、他のやり方（ほか）はないかなど、お互い（たが）に話し合（はな）いながら、必要（ひつよう）な工夫（くふう）や、やり方（かた）を考え（かんが）ましょう。



しょう
障がいのことで、いやなことや困ったことが起こったときは、
こま お
ちいき いいんかい そうだん
地域づくり委員会に相談してください。

ほっかいどう ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと かくしんこうぎょく しょう しゃ く ちいき
北海道では、「北海道障がい者条例」に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づ
いいんかい ちいき いいんかい せっち にちじょうせいかつ く かん そうだん
くり委員会」（「地域づくり委員会」）を設置して、日常生活での暮らしづらさに関する相談に
おう
応じています。

ちいき いいんかい まどぐち
〈地域づくり委員会の窓口〉
かくしんこうぎょくしゃかいふくし か
（各振興局社会福祉課）

でんわ

ファックス

● 空 知（そらち）	0126-20-0111	0126-25-6759
● 石 狩（いしかり）	011-204-5861	011-232-1090
● 後 志（しりべし）	0136-23-1938	0136-22-5846
● 胆 振（いぶり）	0143-24-0782	0143-22-5285
● 日 高（ひだか）	0146-22-9478	0146-22-7712
● 渡 島（おしま）	0138-47-9537	0138-47-9225
● 檜 山（ひやま）	0139-52-6651	0139-52-3010
● 上 川（かみかわ）	0166-46-5982	0166-46-5203
● 留 萌（るもい）	0164-42-8317	0164-42-4715
● 宗 谷（そうや）	0162-33-2573	0162-33-2628
● オホーツク	0152-41-0691	0152-45-0494
● 十 勝（とがち）	0155-26-9251	0155-27-2188
● 釧 路（くしろ）	0154-43-9255	0154-41-2235
● 根 室（ねむろ）	0153-24-5459	0153-23-6176

ほっかいどう ほけんふくし ぶ ふくしきょくしょう しゃ ほけんふくし か
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

でん わ
電 話：011-204-5899

F A X：011-232-4068

メール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

